

「簡易な施工計画」作成の注意点

総務省が進める「新たな自治体情報セキュリティ対策の抜本的強化」により、徳島県電子入札システムでは、平成２９年７月１日より一太郎ファイルの取扱いができなくなりました。

このため、総合評価（簡易な施工計画）申請書（様式２）の標準様式をワードファイルに変更しています。

平成２９年７月１日以降に簡易な施工計画を「一太郎」で作成して申請する場合は、**ＰＤＦ形式に変換**して申請してください。

なお、簡易な施工計画をワードファイルで作成した場合も、なるべく**ＰＤＦ形式にて提出**するようにしてください。

商号又は名称：_____

簡 易 な 施 工 計 画

次の工事について、この申請書の内容と同等又は同等以上の施工を行うことを誓約し、申請します。
工 事 名：R7営繕 西部家畜保健衛生所 東・中庄 改築工事建築（担い手確保型）

評 価 項 目	「施工上配慮すべき事項」の適切性
具 体 的 な 施 工 計 画	
本工事は、鉄筋コンクリート造2階建ての庁舎棟及び附属棟を新築する工事である。 隣接する既存庁舎においては、精密機器を使用した病原体の検査等の業務を継続しながらの工事となり、南側及び東側は戸建て住宅が近接していることから、既存庁舎の業務や戸建て住宅へ影響を及ぼすことがないよう騒音・振動、粉じんを低減するための工夫や騒音・振動の適切な管理が求められる。 また、東側の工事車両進入道路は、周辺住民の生活道路としても使用しているため、周辺住民に対する配慮（工事内容の情報提供、安全対策等）を行う必要がある。 さらに、仮囲い内側は施工ヤードが狭く、重機等の作業スペース及び資機材の運搬車両により東側が非常に混雑することや、吉野川に近接しているため強風による資機材の飛来・落下のおそれがあることから、作業動線の確保をはじめ、重機や運搬車両等との接触事故及び資機材の飛来・落下事故を防止するための安全対策が重要となる。 これらを踏まえた上で、次の全ての事項について具体的に記述すること。 ① 騒音・振動、粉じんを低減するための工夫や騒音・振動の適切な管理方法 ② 周辺住民に対する配慮 ③ 仮囲い内側の作業員に対する安全対策 ※①から③について、工程調整に関する対策は評価の対象としない。	

※A4版1枚（1ページ）に記入し、記述する文字にアンダーラインを使用しないこと。

商号又は名称：

簡 易 な 施 工 計 画

次の工事について、この申請書の内容と同等又は同等以上の施工を行うことを誓約し、申請します。

工 事 名：R7営繕 西部家畜保健衛生所 東・中庄 改築工事建築（担い手確保型）

評 価 項 目	「施工上の課題への対応」の的確性
具 体 的 な 施 工 計 画	
本工事は、鉄筋コンクリート造2階建ての庁舎棟及び附属棟を新築する工事である。 仮囲い内側は、施工ヤードが狭く、別途発注工事の電気工事、管工事及び空調工事とともに、限られた施工ヤードの中で工事を円滑に進めるための工夫（資材搬出入計画、施工機械選定、施工ヤード内の配置計画）が重要となる。 また、次工程として、別途発注工事の既存庁舎解体工事、解剖室棟新築工事及び外構工事等を予定しているため、工事に遅れが生じないよう適切な工程管理が必要となる。 なお、本工事の受注者は、特定元方事業者として労働災害を防止するための協議組織の設置や発注者が開催する定例会議に参加する必要がある。 さらに、建設産業の担い手の育成・確保の観点から、この工事の施工においては、県民の建設産業への関心を深めるための取組や、建設現場のイメージアップのほか、働きやすい就労環境の創出に取り組むこととしている。そのためには、効果的な取組の提案や、実施に向けての具体的な方策が求められる。 これらを踏まえた上で、次の全ての事項について具体的に記述すること。 ① 限られた施工ヤードの中で工事を円滑に進めるための工夫 ② 適切な工程管理を行うための工夫 ③ 建設産業の担い手の育成・確保につながる現場環境改善等の取組 ※③の申請について、契約後に実施の是非を受発注者で協議し、有効な取組として実施することとした提案については、その費用を<u>変更契約の対象</u>とする（<u>入札額には含めない</u>こと）。 ※③の申請について、受注後、受注者の責によらない理由により実施ができないと判断できる場合は、受注者は「同等又は同等以上」の履行義務を負わない。	

※A4版1枚（1ページ）に記入し、記述する文字にアンダーラインを使用しないこと。

商号又は名称：_____

簡 易 な 施 工 計 画

次の工事について、この申請書の内容と同等又は同等以上の施工を行うことを誓約し、申請します。

工 事 名：R 7 営繕 西部家畜保健衛生所 東・中庄 改築工事建築（担い手確保型）

評 価 項 目	「施工上配慮すべき事項」の適切性
具 体 的 な 施 工 計 画	
① 騒音・振動、粉じんを低減するための工夫や騒音・振動の適切な管理方法 ② 周辺住民に対する配慮 ③ 仮囲い内側の作業員に対する安全対策	

※A４版１枚（１ページ）に記入し、記述する文字にアンダーラインを使用しないこと。

商号又は名称：_____

簡 易 な 施 工 計 画

次の工事について、この申請書の内容と同等又は同等以上の施工を行うことを誓約し、申請します。

工 事 名：R7営繕 西部家畜保健衛生所 東・中庄 改築工事建築（担い手確保型）

評 価 項 目	「施工上の課題への対応」の的確性
具 体 的 な 施 工 計 画	
① 限られた施工ヤードの中で工事を円滑に進めるための工夫 ② 適切な工程管理を行うための工夫 ③ 建設産業の担い手の育成・確保につながる現場環境改善等の取組	

※A４版１枚（１ページ）に記入し、記述する文字にアンダーラインを使用しないこと。

＜記述上の留意点＞

商号又は名称：

簡 易 な 施 工 計 画

次の工事について、この申請書の内容と同等又は同等以上の施工を行うことを誓約し、申請します。

工 事 名： R〇〇 〇〇〇〇〇工事 ←※工事名が間違っていないか確認を！

評 価 項 目	「〇〇〇〇」の適切性
具 体 的 な 施 工 計 画	
〇〇ということ（工事特性）に鑑み、〇〇する観点から、次の事項について記述すること。 ① 〇〇・・・ ② △△・・・ ③ ■■・・・ ④ ××・・・ ※①～④の記述に対して、他の項目で評価することはないので、 テーマに沿った記述になっているか、再確認すること 特に具体的な施工計画（「工程管理」の適切性に係る「簡易な施工計画（補足：工程表）」を除く。）を記述する枠（以下「記述枠」という。）内の文字の大ききの規格は10.5ポイント以上とする。 なお、「記述枠」の規格値は縦21.0cm、横17.0cm以内とし、55行以内で規格値以内の「記述枠」内にアンダーラインを使用しないで記述することとし、アンダーラインを使用して記述した箇所については、評価の対象としないので注意すること。 また、執行機関での印刷結果において、以下の項目に一つでも該当する場合は、「記述枠」内の全ての記述を評価の対象外とする。 ① 文字の大ききが明らかに10.5ポイントを下回る場合 ② 「記述枠」が縦・横いずれか一方でも規格値から5mmを超えて大きい場合 ③ 「記述枠」内に56行以上の記述がある場合 ④ A4版でない場合 ⑤ 指定の枚数を超えて記述している場合 注1：手書きの場合も同様とする。 注2：文字のうち、写真・図・表等（以下「図表等」という。）の表題、図表等と一体とみなすことができる名称等、また、英数字・単位・記号・カタカナ等は上記①の対象外とする。 注3：「記述枠」内に県が記載している文章については、テーマ番号以外は削除しても良いが、記載が残っている場合は、行数に含める。 注4：空白行は、行数に含めない。 注5：写真・図は行数に含めないが、表中の行は行数に含める。	
＜記述枠：縦21cm×横17cm以内に制限＞	

※A4版1枚（1ページ）に記入し、記述する文字にアンダーラインを使用しないこと。